

2026 年 8 月 18 日（火）

愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ

担当 内田、筒井

内線 3050、3053

ダイヤルイン 052-954-6222

あま市における地下水汚染について

愛知県では、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の規定により知事が定めた「令和 8（2026）年度地下水質測定計画」に基づき、県内の地下水質の調査を行っています。

このうち、2026 年 7 月 14 日にあま市篠田^{しのだ}の井戸水を採水し、調査した結果、ふっ素が環境基準を超過したことが判明しました。

今後、あま市と連携して、環境基準超過の原因調査及び周辺の井戸所有者に対する注意喚起等を実施します。

1 調査結果の概要

県内の全体的な地下水質の状況を把握するために実施した概況調査（メッシュ調査）において、以下の地点及び項目で環境基準を超過しました。

調査地点	項目	調査結果 [mg/L]	環境基準 [mg/L]	用途	採水 年月日
あま市篠田	ふっ素	0.94 (1.2 倍) 注	0.8 以下	工業用	7 月 14 日

注：調査結果欄の（ ）内は環境基準に対する倍率を示す。

2 今後の対応

速やかに以下のとおり対応します。

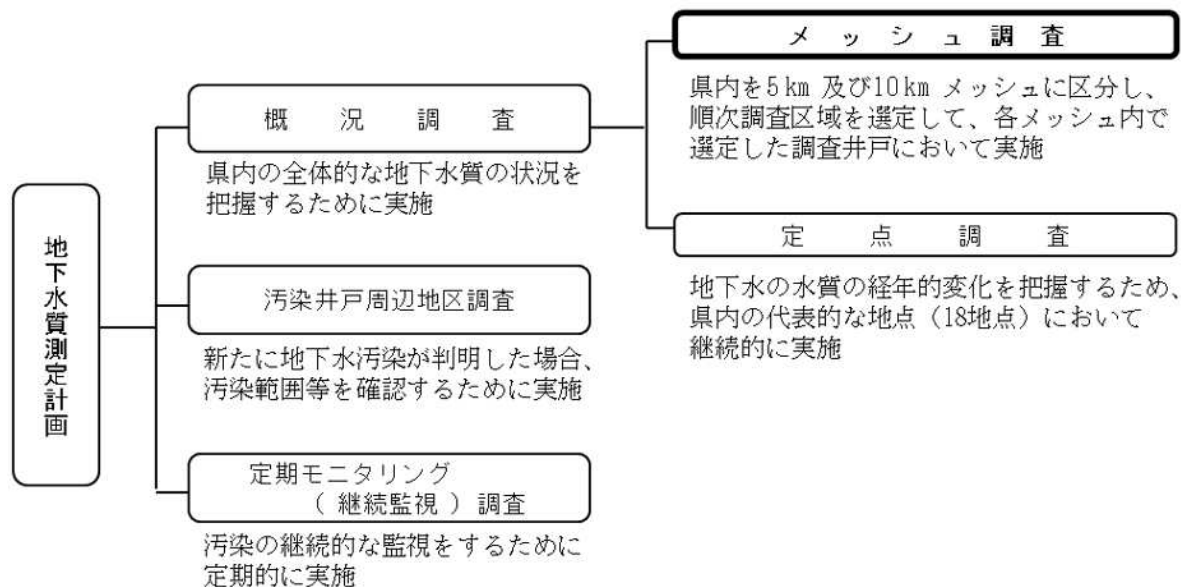
- （1）環境基準超過の原因調査を実施します。
- （2）周辺の井戸の水質調査を実施します。
- （3）あま市と連携して、環境基準超過井戸及びその周辺の井戸所有者に対し、飲用しないよう注意喚起等を実施します。

【参考】

1 令和8（2026）年度地下水質測定計画

水質汚濁防止法第16条に基づき、愛知県内の地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定地点等を知事が定めたもの（調査実施機関は、愛知県、国土交通省、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市の8機関）。

測定計画における地下水質調査の概要は下図のとおり。



2 地下水の環境基準について

環境基本法第16条第1項に基づき定められた、人の健康を保護する上で維持することが望ましい地下水の水質汚濁に係る基準であり、カドミウム始め28項目について定められています。

3 健康影響について

○ ふっ素

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2 mg/L の濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4 mg/L 以上で骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4 mg 以下としています。

（出典：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）